

新型コロナウイルス 対策について

- ①新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴がある
- ②発症から2週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた又は流行地域に渡航又は居住していた者と濃厚接触歴がある

上記のどちらかに該当し、**発熱**（37.5度以上）又は**呼吸器症状**がある方は、県央保健所にご相談下さい。

当院では診療できません。

院長

県央保健所 地域保険課 0957-26-3306